

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月25日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

広島県公安委員会規則第13号

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則 の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表2 交番の部広島県東広島警察署の款黒瀬交番の項中「黒瀬切田が丘一丁目～三丁目」の次に「、黒瀬檜原北一丁目～三丁目、黒瀬檜原東一丁目～三丁目、黒瀬檜原西一丁目・二丁目」を加える。

別表備考中「平成25年10月28日」を「平成25年11月25日」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。